二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北上中町千谷一から四まで
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区嵯峨樒原大水上一三の一、二二から二五まで、二六の一、二七、二八の一、二九の一、四四の一、四四の五、四五の一、四五の二
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北細野町滝谷四の一、四の二（次の図に示す部分に限る。）、四の四、四の五、五から七まで、八の一、九の一、九の二、一三、一四、一五（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北細野町滝谷一の一・二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北上弓削町東丁子谷一の二、二の一、三の一、四、五の一、六、西丁子谷一の一から一の三、二の一から二の三、大沢一から一一、一五の一から一五の三、一五の五、東米谷二から九、西米谷一から三、三の二、四、五から八まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、九、一〇・一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二、米谷下ノ谷一、二の一から二の四、三の一、三の二、四、五の一から五の五、六、七、七の一、八から一〇まで
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北上弓削町西丁子谷三、四の六、五の三、六の一・六の三・六の五・六の六・六の八・六の九（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、七の一、七の二（次の図に示す部分に限る。）、男鹿谷一、二から五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六の一、六の二・七から一〇・東丁子谷二の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、三の二
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北上弓削町脇谷一五、一七から一九、一九の一、二〇、二一、二三の一、二四
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市脇町字井口東九五、九七の一、字池ノ奥一五八の一の一、一五九、字国見丸三七の二、字田尾二八、二九、三七、字平帽子一三四、六四三の一（次の図に示す部分に限る。）、六八五の一、九一九の二（次の図に示す部分に限る。）、字西赤谷名一一〇〇、字東俣名一四六九、二〇一二の一、二〇一二の五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字井口東九五・九七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字池ノ奥一五八の一の一、一五九、字国見丸三七の二、字田尾二八・三七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字平帽子一三四、六四三の一、六八五の一、九一九の二、字西赤谷三四五一、三四五二、字東赤谷名一一〇〇、字東俣名一四六九
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。